

岐阜県における森林・林業の現状及び課題等について(レジュメ)

1. 総論

岐阜県における森林・林業の概況等(特徴・課題)について、ご説明願いたい。

2. 各論

~都道府県の森林・林業に関するアンケート結果から~

以下の設問に対する貴庁の回答・意見について、具体的な状況及び解決策をご教示願いたい。

(1) 森林情報等について

(森林の所有境界)

Q. 森林の所有境界について、具体的な状況やそれによって困っていることは何か。

A. ·森林組合等が所有境界の明確化を行う場合、個人情報保護の関係から行政からの情報入手が困難であり、作業に支障を来している。

·岐阜県では小規模林家を集約化する諸施策を講じているが、森林の所有境界が明確でないことは、最も大きな弊害となっている。

(2) 森林の整備・保全について

(保安林制度)

Q. 保安林制度の運営面について、課題と思われるることは何か。

A. ·伐採等の手続きがあまりにも複雑。例えば、作業道を開設し利用間伐を行う場合には、少なくとも次の3つの手続きが必要である。 森林法第34条の3 保安林内間伐届(対象:間伐区域 当県においては市町村事務)、 森林法施行規則第22条の8 保安林内立木伐採届(対象:作業道や集材架線の支障木)、 森林法第34条第2項 保安林内作業許可申請(対象:作業道に係る土地の改変部分)。これらの手続きは、非常に煩雑であるため、森林所有者等にとって分かりやすく、運用しやすい制度を検討してほしい。

·皆伐に係る立木の伐採をしようとする場合は、その許可申請の時期が年4回に限られていることから、今後期待される木材需要に柔軟に対応できないことが懸念される。したがって、常時申請が可能な制度に改めるよう検討してほしい。

(3) 林業の施業について

(国の公的補助の在り方)

Q. 国の公的補助の在り方について、採択要件等を細かく規定している現行制度の課題はあるか。

A. ·森林施業毎に補助対象となる林齢などの採択基準が異なっている。(例:間伐の場合、育成単層林整備では11~35年生、団地間伐では26~45年生、機能増進保育では31~60年生が採択林齢)

・事業によっては市町村との施業協定の締結(例:団地間伐の間伐推進協定、長期育成循環施業の長期育成循環施業協定)や森林施業計画に長期の整備方針を盛り込むこと(例:機能増進保育の場合、長伐期施業実施の明示)を要件としているなど、造林補助制度だけでなく、森林施業計画制度などの諸制度も理解している必要があるため、一般の森林所有者では理解できない。

(4) その他(森林・林業制度全般にかかる意見等)

ア. 現行の複雑な補助体系について

・森林整備事業は、当初の単層林を標準伐期で皆伐して循環させる施業体系に、複層林・長伐期施業・高齢級間伐など新たな考え方が組み入れられ発展してきたため、非常に複雑なシステムとなっている。このため、補助制度が一般の森林所有者にはわかりにくく使いづらく、補助事務も非常に煩雑となり余分な事務コストを生んでいる。

イ. 山村定住のための所得補償につながる制度の充実

- ・相続税の木材評価額が現行の木材価格と乖離しており、リアルタイムの補正が必要。
- ・小中規模森林所有者が、林地残材を地元の製材工場やチップ工場へ自伐搬入する場合の買取価格の保証。
- ・木質バイオマス発電施設によってつくった電力について、太陽光発電同様の価格での買取を制度化。

ウ. 罰則の強化について

- ・森林法第206条において、地域森林計画対象民有林を無許可で1haを超える開発をした者、保安林内の立木を許可なく伐採した者、保安林内で許可なく土地形質を変更する行為をした者等は、50万円以下の罰金に処すると規定されているが、あまりに少額であり、罰則が軽く、違法行為の抑止にならない。例えば廃掃法には、5年以下の懲役又は1000万円(法人は1億円)以下の罰金等の定めがある。
- ・違法行為に対しては、速やかに立入調査(森林法第188条第2項)をし、復旧等の指導を行うべきであるが、その立入調査を拒否されて、指導に支障が生じることがある。例えば、宅地造成等規制法第28条第1号のような、立入を拒んだ者に対する罰則が森林法にも必要である。

エ. 保安林解除について

- ・小面積で点在している保安林及び道路等の保安林解除に伴って残置することとなる小面積保安林(いわゆる豆粒保安林)は、保安林としての機能を維持、発揮することが期待できないことから、効率的な土地利用を図るうえで支障がある。このような、豆粒保安林の指定の解除について、現実に即した柔軟な対応を検討してほしい。

以上